

## 青山学院大学学術リポジトリ運用指針

2021年9月17日 図書館委員会承認

### (趣旨・目的)

第1条 この指針は、青山学院大学図書館（以下、「本学図書館」という。）における青山学院大学の学術リポジトリ（通称名「AURORA-IR」、以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。リポジトリは、青山学院大学（以下、「本学」という。）において作成された学術研究成果物を電子的に蓄積及び保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に貢献すると共に本学の教育研究活動の発展に資することを目的とする。

### (登録者)

第2条 以下に定める者は、自己が作成に関与した学術成果をリポジトリに登録できる。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、本学図書館長が適当と認めた者

### (登録の対象となる成果物)

第3条 リポジトリに登録できる成果物は、以下の各項の要件をすべて満たすものとする。

2 学術的な研究の成果物、または学術的に意義のあるもので次の事項のいずれかに該当するものであること

- (1) 学術論文
- (2) 本学で学位を授与された博士学位論文、博士学位論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) 紀要、その他本学学部・大学院、研究所等で発行している刊行物
- (4) その他、本学リポジトリの目的に合致し、本学図書館長が認めたもの

3 登録者が単独、または他と共同で作成したもの

4 知的財産権に係る法令、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条項等、本学規程、情報セキュリティ上及び倫理上で問題が生じないもの

### (登録された学術成果の利用)

第4条 本学図書館は、次の方法によりリポジトリに登録された成果物を利用することができる。

- (1) 該当成果物を複製し、リポジトリシステムにより公開する
- (2) ネットワークを通して、不特定多数に無料で公開する
- (3) 必要に応じて、保存または利用のための媒体変換を行う

(著作権と利用許諾等)

第5条 登録者は、大学図書館に対し、第4条に定める利用について無償で許諾するものとする。

(1) 成果物の著作権が登録者を含め、複数の者に帰属している場合は、登録者は大学図書館に対し、第4条に定める利用を無償で許諾することについて、あらかじめ他の著作者から利用許諾を得なければならない。

(2) リポジトリに登録された後も成果物の著作権は、本学図書館に移転されることなく、著作者に帰属する。

2 本学図書館は、登録された成果物において、第4条に定める範囲を超えて利用することはできない。

(登録手続き)

第6条 リポジトリへの登録を希望する者は、所定の手続きにより登録申請を行い、本学図書館長の許可を得るものとする。

(登録の削除)

第7条 本学図書館は、以下に掲げる場合に、リポジトリに登録された成果物の公開を解除することができる。

(1) 登録者が公開の解除申請を行い、本学図書館長が承認した場合

(2) 成果物の内容が他者に帰属する著作権を侵害する恐れがある、あるいは内容が著しく不適切である等の理由により、本学図書館長が公開の解除を決定した場合

(登録の責任)

第8条 登録された成果物の内容に関しては、登録者が責任をもつ。

(免責事項)

第9条 本学及び本学図書館は、リポジトリに登録された成果物の公開または利用によって生じたいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとする。

(指針の改廃)

第10条 本指針の改廃については、図書館委員会の承認を得て決定するものとする。

(その他)

第11条 本指針に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者又は登録者と本学図書館が別途協議するものとする。

以 上